

日弁連総第51号  
2010年(平成22年)8月20日

内閣総理大臣 菅 直 人 殿

日本弁護士連合会  
会長 宇都宮 健 児

### 消費者庁・消費者委員会の体制強化に関する要請書

昨年9月に消費者庁と消費者委員会が発足し消費者行政の一元化が図られ、消費者の声を行政に反映させる仕組みがスタートしました。このことは、当連合会が1989年の人権擁護大会で消費者庁の設置を提言してから一貫してその実現を求めてきたところであり、消費者被害の防止と救済ひいては消費者の権利及び利益の擁護にとって大きな意義を有するところであり、当連合会としても高く評価するところです。

しかしながら、消費者庁・消費者委員会の発足1周年を迎え、これまでの消費者庁の活動及びその実績を振り返ってみたとき、現在の在り方にはいくつか問題点が顕在化しており、さらなる改善の必要性があるものと思われます。かかる現状に鑑み適切な対応を取っていただくよう、次のとおり要請をいたします。

1. 現在の消費者庁の機構定員は202名とされていますが、消費者庁に与えられた役割の重大性と多岐性を踏まえるとあまりにも少ないことは明白です。現在の職員に過重な負担がかかっているうえに、本来期待される役割を十分に発揮できていません。大幅な人員増と予算措置を講じるべきです。
2. 特に、消費者庁及び消費者委員会設置法附則第6項において「政府は、消費者庁関連三法の施行後三年を目途として、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずる」ものとされたことから、現在、消費者庁において「集团的消費者被害救済制度研究会」があり、消費者委員会に専門調査会が設置されるなどして具体的な立法措置の検討が進められているところですが、この検討をサポートし、法案作成を担う消費者庁と消費者委員会の事務局体制が十分でないため、上記附則で検討を求められて

いる事項のうち特に不当な収益の剥奪や保全に関する制度に関する今後の作業の見通しについて強い不安があります。

至急、前記のとおり人員増と予算措置を講じて必要な事務局体制の充実を図るだけでなく、今後の消費者庁及び消費者委員会における検討体制の構築にあたって、これまで以上に研究者や法曹関係者の参画を広く求め、充実した検討がなされ、適切な立法措置が早期になされるように要請いたします。

以 上